

あなたの地域でスムーズ発行

各種証明書の発行は
支所・出張所を
ご利用ください



市民の皆さんの必要とする住民票の写しや印鑑登録証明書、所得証明書など各種証明書については、市役所本庁をはじめ、城南・大胡・宮城・粕川の4支所、出張所10カ所、証明交付コーナー5カ所においても交付事務を行っています。特に前橋プラザ元気21にぎわい観光課内の証明サービスコーナーは、午前10時～午後7時まで、土日祝日も交付しています。皆さんの地域の身近な窓口としてご利用ください。

また、大胡・宮城・粕川支所では、戸籍の届出、住民異動の届出および印鑑登録などの受け付けも行っています。

なお、支所・出張所・証明交付コーナーにより取り扱いができない証明などもありますので、事前に各支所・出張所・証明交付コーナーに問い合わせてください。

問い合わせは 行政管理課 ☎898-6537

支所・出張所等一覧

名称	所在地	電話番号	取扱日時	発行可能な証明書など
城南支所(城南公民館)	二之宮町1320	268-2111	土・日曜、休日、年末年始を除く、午前8時30分～午後5時15分	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍に関する証明書 印鑑登録証明書 住民票に関する証明書 各種公的年金の現況届などの証明 身分証明書 登録原票記載事項証明書 各種税証明 (前橋プラザ元気21内の証明サービスコーナーでは税証明・一部住民票・日本国籍でない人のものなど、発行できないものもあります。)
大胡支所	堀越町1115	283-1111		
宮城支所	鼻毛石町1426-3	283-2131		
粕川支所	粕川町西田面216-1	285-4111		
上川淵出張所(上川淵公民館)	後閑町35	265-0455		
下川淵出張所(下川淵公民館)	鶴光路町701	265-0651		
芳賀出張所(芳賀公民館)	鳥取町817	269-6724		
桂萱出張所(桂萱公民館)	上泉町141-3	261-0111		
東出張所(東公民館)	箱田町1642	251-8331		
元総社出張所(元総社公民館)	元総社町三丁目1-1	251-2243		
総社出張所(総社公民館)	総社町総社1596-1	251-4933		
南橋出張所(南橋公民館)	日輪寺町158	231-2376		
清里出張所(清里公民館)	青梨子町339	251-9005		
永明出張所(永明公民館)	小屋原町1857-3	266-5775		
第二証明交付コーナー(第二コミュニティセンター内)	朝日町三丁目36-17	223-2622		
第三証明交付コーナー(総合教育プラザ内)	岩神町三丁目1-1	230-9091		
第四証明交付コーナー(総合福祉会館内)	日吉町二丁目17-10	237-0101		
第五証明交付コーナー(第五コミュニティセンター内)	文京町三丁目20-36	223-6555		
証明サービスコーナー(前橋プラザ元気21内)	本町二丁目12-1	210-2188	年末年始を除く、午前10時～午後7時	

※1 証明書などの発行には印鑑や、本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要です。
 ※2 戸籍の証明書、住民票、印鑑登録証明書に関する問い合わせは、市民課(☎898-6107)へ。
 ※3 所得などに関する証明書に関する問い合わせは、市民税課(☎898-6202)へ。
 ※4 固定資産に関する証明についての問い合わせは、資産税課(☎898-6216)へ。
 ※5 納税に関する証明についての問い合わせは、収納課(☎898-6227)へ。

就学時健康診断日程

10月15日(水)	大胡小
10月21日(火)	若宮小、下川淵小、桂萱小、東小、駒形小、大胡東小
10月23日(木)	桃瀬小、永明小
10月24日(金)	大室小
10月27日(月)	滝窪小
10月29日(水)	桃井小、敷島小、山王小、総社小、元総社小
10月30日(木)	城東小、中央小、広瀬小、天神小、元総社北小、新田小、荒子小、粕川小、月田小(会場は粕川小)
10月31日(金)	城南小、桃木小、荒牧小
11月4日(火)	桂萱東小
11月5日(水)	岩神小、元総社南小、桃川小
11月6日(木)	天川小、上川淵小、清里小、二之宮小
11月12日(水)	嶺小、大利根小、細井小
11月13日(木)	中川小、朝倉小、勝山小、宮城小
11月20日(水)	芳賀小、筑井小

該当者は忘れずに 入学前の 健康診断



来年4月に小学校へ入学する児童(平成14年4月2日～15年4月1日生まれ)を対象に、次の日程で就学前の健康診断を行います。健康診断通知書は、事前に住所地の各学校から郵送。病気などで指定日に受診できないときは、指定校と受診希望校の両方に連絡してから受診してください。なお、実施時間は通知書に記載してあるので確認を。また、健康診断通知書が届かないときは問い合わせてください。

期日・学校=左表のとおり

問い合わせは 学校教育課 ☎898-5812

■学校選択制について

本市が平成16年度から導入した「学校選択制」は、一定の成果を得た一方で、子どもと地域との関係の希薄化が見られるとともに、児童生徒数の偏りによる教科指導や部活動への支障が懸念されます。そこで、学識経験者、行政自治委員代表、保護者代表からなる「前橋市立小中学校学校選択制検討協議会」を設け、次のような考えを基本に協議を重ね、見直しを進めました。

- 学校と地域とのかかわりを大切にする。
- どの学校においても、児童生徒に一層望ましい教育環境を提供する。

■見直した結果の概要

- 平成22年度入学者をもって「学校選択制」は廃止する。
- 平成23年度入学者からは、原則、通学区の指定学校に通学する。ただし、次の①②に該当する場合は、指定学校の変更により学校を変更することができず。
- ① 小学校は自宅から指定学校までの直線距離が1.5キロメートルを超え、かつ希望する学校までの直線距離が指定学校までの2分の1以下の場合、希望する学校に通学することができる。
- ② 中学校は、指定学校までの直線距離が、2キロメートルを超える場合、小学校と同様とする。

学校選択の申請を受付

平成21・22年度入学者は学校選択制を利用できます

本市では、各小中学校の通学区と指定学校を定めています。来年度新入学の児童生徒は、定められた距離(小学生は自宅からの直線距離4キロメートルまで、中学生は同6キロメートル)の範囲内で通学区外の学校を希望できます。ただし、受け入れ人数を超えた場合は抽選になります。詳しくは学校教育課へ問い合わせてください。

申し込み=10月15日(水)～31日(金)に市役所学校教育課(☎898-5812)へ直接

学校選択制を見直します 平成23年度から実施

問い合わせは
学校教育課 ☎898-5812

2キロメートルを超える場合、小学校と同様とする。

- 経過措置(平成23年度から適用)

学校選択制で小学校に入学した児童は、その選択した通学区の中学校に入学できる。また、学校選択制で小学校に入学した児童、姉が在学している場合、弟、妹は、同じ小学校に入学できる。ただし、前述の弟、妹には、中学校入学にかかる経過措置は、適用されない。